

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年3月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700887 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700249 号

第1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 53 年 8 月 10 日、資格喪失日を同年 9 月 2 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 53 年 8 月 10 日から同年 9 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 53 年 8 月 10 日から同年 9 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月 10 日から同年 9 月 2 日まで

A 社に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支給票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された発令通知及び請求者から提出された「給与支給票（支給年月 53-08）」により、請求者が請求期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、「給与支給票（支給年月 53-08）」で確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構からの回答による資格取得時の標準報酬月額から、8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 53 年 8 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 53 年 8 月において、A 社に係る事業所別被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考え

られない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和53年8月10日から同年9月2日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700988 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700250 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。昭和 59 年 7 月 1 日に関連団体である C 健康保険組合（以下「健保組合」という。）への異動はあったが、請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る短期季節雇用契約書及び健保組合から提出された請求者に係る人事関係資料から、請求者は請求期間に A 社に継続して勤務（昭和 59 年 7 月 1 日に A 社から健保組合に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A 社における昭和 59 年 5 月の厚生年金保険の記録から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを探っていることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。